備考　表中［　］の記載は注記である。

別記様式第三の七（第七条の七関係）

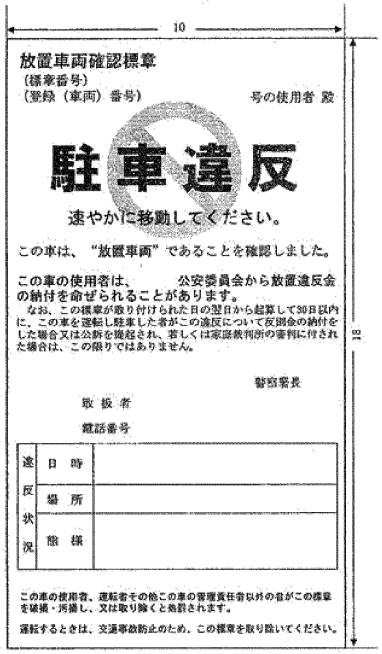
放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
　上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和　年　月　日
公安委員会 印

弁明通知書番号	弁明通知書番号

別記様式第三の六（第七条の五関係）



備考　1　「放置車両確認標章」及び「駐車違反」の文字の書体は、ゴシックとする。
　2　記号並びに「放置車両確認標章」及び「放置車両」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は黄色とする。
　3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
　4　前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。

別記様式第三の九（第七条の九関係）

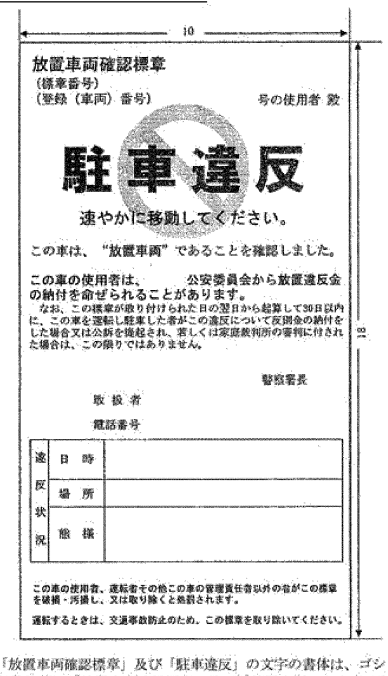
放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
　上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和　年　月　日
公安委員会 印

弁明通知書番号	弁明通知書番号

別記様式第三の八（第七条の七関係）



備考　1　「放置車両確認標章」及び「駐車違反」の文字の書体は、ゴシックとする。
　2　記号並びに「放置車両確認標章」及び「放置車両」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は黄色とする。
　3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
　4　前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。